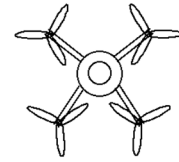


南紀白浜空港周辺での ドローンの飛行について



和歌山県西牟婁郡白浜町に南紀白浜空港があり、ドローンの飛行において高さ制限があるエリアがあります。高さ制限を超えた高さでドローンを飛行すると航空法違反となります。高さ制限があるエリアは地理院地図（国土地理院）で確認できますので、ご確認の上、当該エリアに該当する場合は南紀白浜エアポートに飛行高さをお問い合わせください。

【連絡先】

株式会社南紀白浜エアポート 施設・技術グループ

TEL：0739-42-3247 E-mail：shisetsu@nsap.co.jp

※E-mailでの相談は、氏名、電話番号、住所、操縦者の位置図(添付ファイル)の記載をお願いします。

【国土地理院で空港の高さ制限エリアを調べる方法。】

- 1、“地理院地図”でホームページを検索
- 2、地理院地図で和歌山県の白浜町を表示して下さい。



出典：地理院地図

3、左上の「地図アイコン」をクリックしてください。



出典：地理院地図

4、左上の「写真アイコン」をクリックしてください。



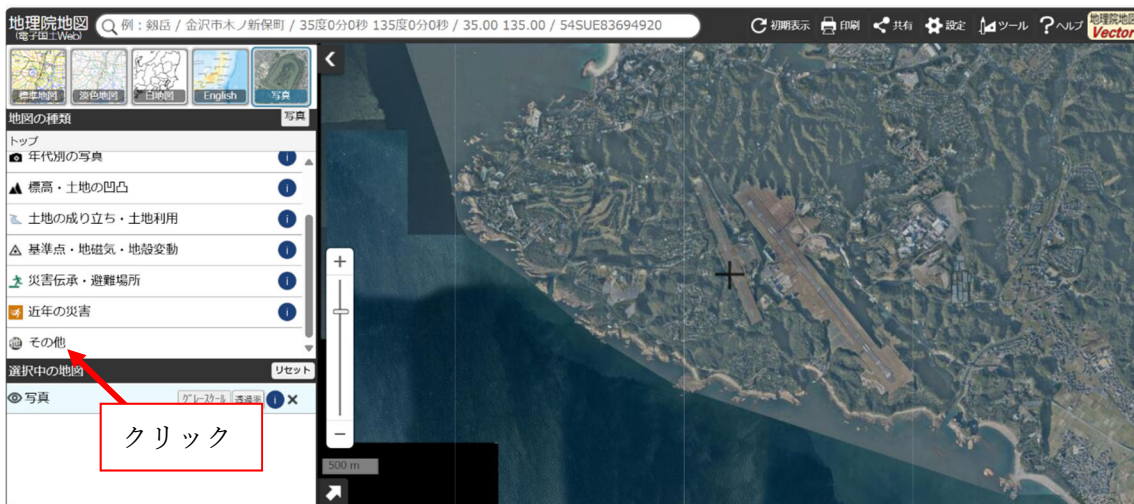
出典：地理院地図

5、下のとおり操作してください。



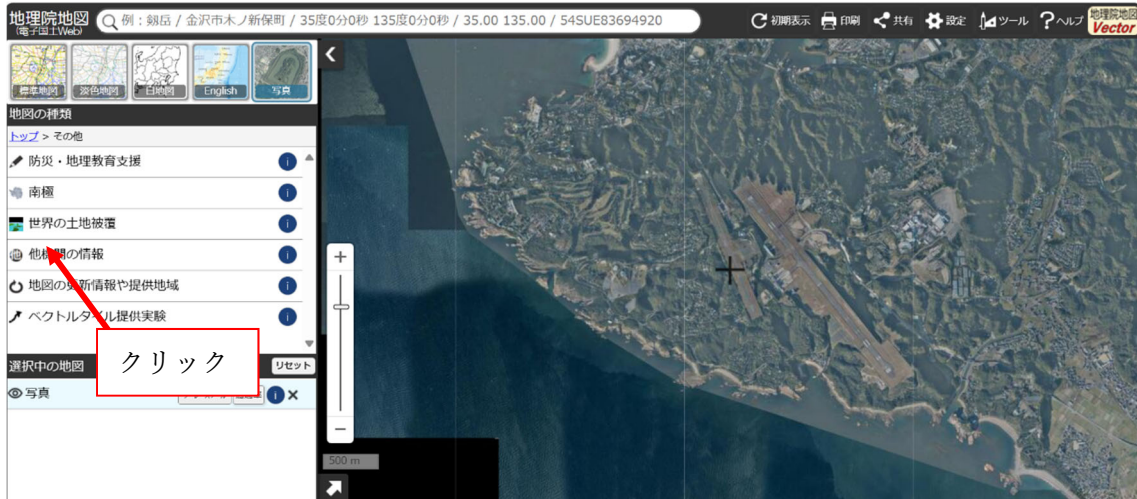
出典：地理院地図の空中写真

6、「その他」をクリックしてください。



出典：地理院地図の空中写真

7、「他機関の情報」をクリックしてください。



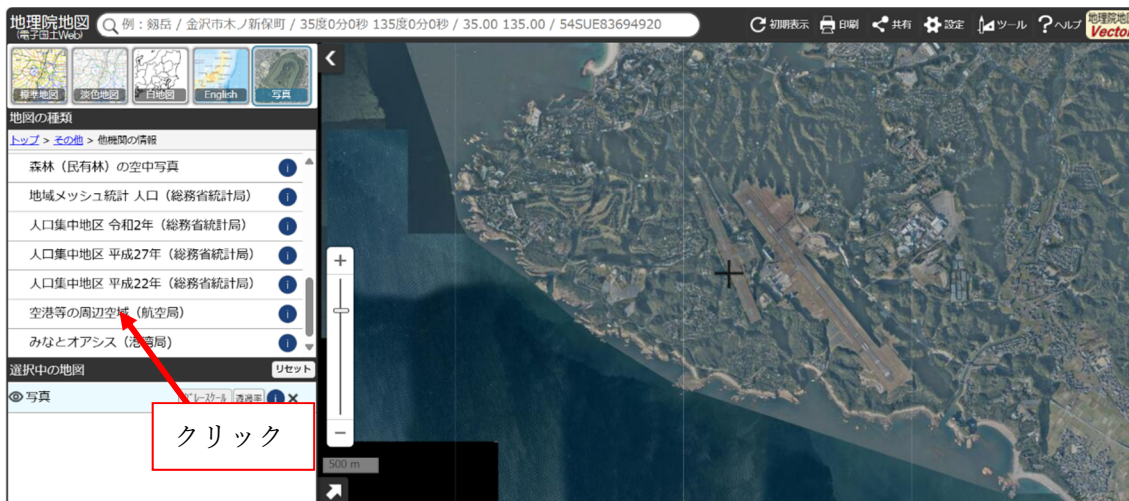
出典：地理院地図の空中写真

8、下のとおり操作してください。



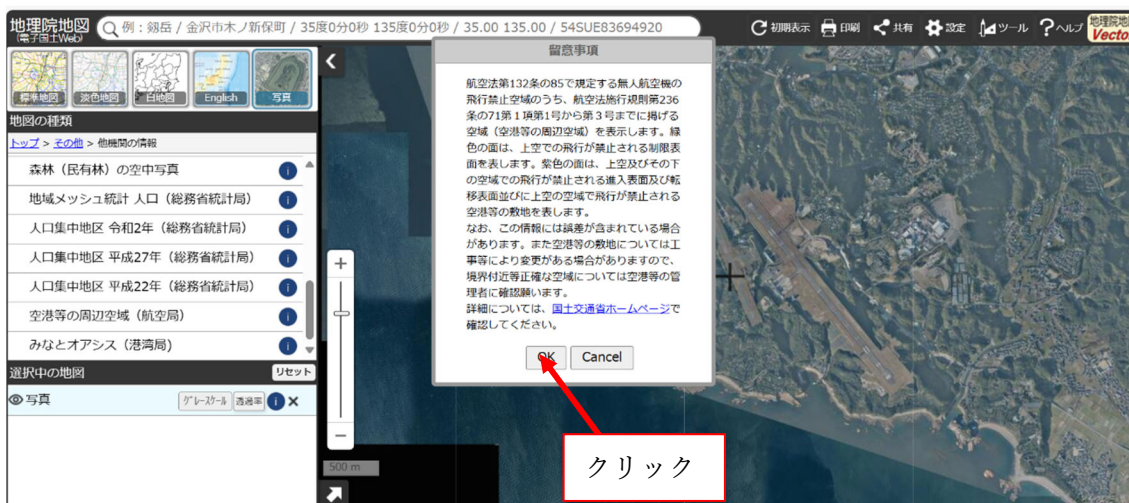
出典：地理院地図の空中写真

9、「空港等の周辺空域」をクリックしてください。



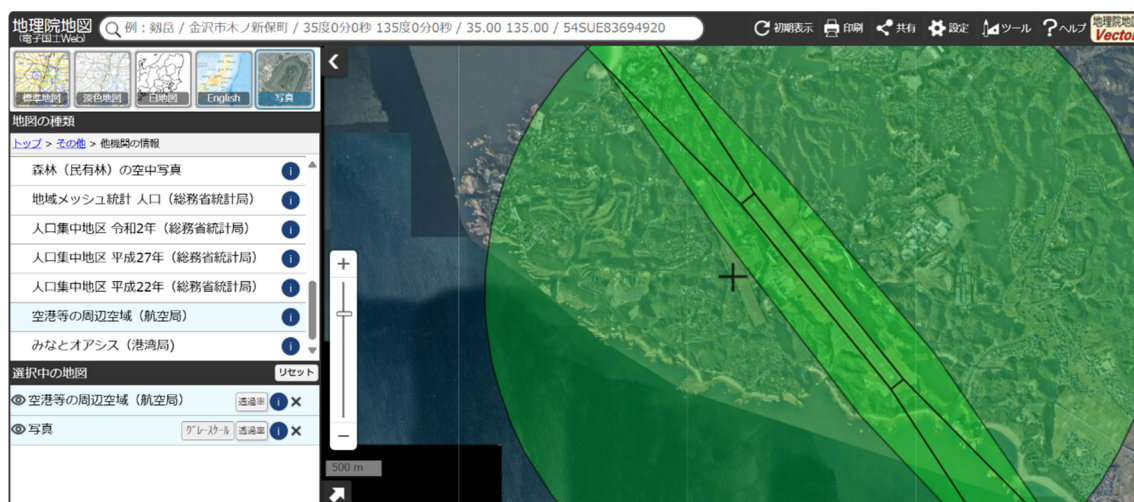
出典：地理院地図の空中写真

10、「OK」をクリックしてください。



出典：地理院地図の空中写真

1 1、南紀白浜空港の高さ制限のあるエリア(緑の部分)が表示されます。



出典：地理院地図の空中写真(南紀白浜空港制限表面表示)

緑の部分が南紀白浜空港にかかる高さ制限のあるエリアです。

※画面をドラッグしたり、マウスのホイールを回すと拡大、画面のスライドが出来、近づけて表示できます。

緑の部分でドローンを飛行する場合は次の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

株式会社南紀白浜エアポート 施設・技術グループ

TEL：0739-42-3247 E-mail：shisetsu@nsap.co.jp

※E-mailでの相談は、氏名、電話番号、住所、操縦者の位置図(添付ファイル)の記載をお願いします。